

平成29年度 外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金

対象事業者

観光事業者、交通事業者及び飲食店事業者で県内に所在し、かつ、
外国人観光客等を受け入れている又は受け入れる計画がある者

対象事業

1 ICT環境整備

(1) Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備

(※外国人観光客が無料かつ容易に公衆無線LAN環境を利用できるようにすること)

(2) SIMカード(携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)自動販売機の整備

2 外国語表示の整備等

(1) 外国語表示の整備

(2) 外国語ホームページの整備

(3) 外国語パンフレット等の整備

(4) 外国語番組放映の整備

(5) 海外カード決済の整備

(6) 外貨両替機の整備

(7) 免税店の整備

(8) その他外国人観光客の受入促進環境を整備するもの

3 トイレ等環境整備

(1) 和式トイレの洋式化(洋式トイレの温水洗浄便座化や水洗化は対象外)

(2) 客室の和洋室化(新規)



(※客室への入浴設備(シャワーのみを含む)または、客室への洋式トイレの導入を必須とする。)

※ 下線部は、平成28年度からの変更点です。

※ 申請は1から3のいずれか一つに限る。

補助金の額

補助対象経費の合計額(同一の経費に対して市町村等の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の合計額から当該市町村等の補助金の額を除いた額)の2分の1以内の額

ただし、トイレ等環境整備は補助金の上限額を200万円とする。

対象経費

- (1) 外国人観光客等の受入促進環境整備に要する経費
- (2) その他 知事が必要と認めるもの

【スケジュール】

- ※ 平成29年6月7日(水)～平成29年9月29日(金) 申請受付
- ※ 整備事業は、岩手県の補助金交付決定後に実施。

※ 募集期限前でも、予算額に達した場合は、受付終了。

交付決定

申請受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行う。

※ 交付申請の内容が適正であると認めるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うもの。